

受講規約

必ず本受講規約を熟読し、理解した上でお申込ください。講座にお申込を頂いた時点で、本受講規約に同意したものとします。

受講者（以下「甲」という。）は一般社団法人自己承認力コンサルタント協会（以下「乙」という。）に、以下のとおり受講規約（以下「本規約」という。）に基づき、受講を申し込む。

第1条（研修業務の委託）

(1) 乙は、甲に対し、以下のチェックを付した研修業務（以下「本研修」という。）を提供し、甲はこれを受講する。

認定講師養成講座

(2) 乙は、甲に対し、予め乙が定めた研修カリキュラムに沿って本研修を行うものとする。また、甲は、乙が提示した日程、場所に従い研修を受講するものとする。

第2条（受講料）

(1) 本規約の受講料は乙のホームページ等で定めた料金（消費税込）とする。

(2) 甲は、乙に対し、申込日の3日以内に、前項の金員を、現金、銀行振込（振込手数料は甲負担）、又はクレジットカードにより決済する方法で支払う。

三井住友銀行 東京中央支店 普通預金

口座番号 8942463

口座名義 一般社団法人自己承認力コンサルタント協会

第3条（相互協力）

1 甲及び乙は、本研修のプランに関し、受講者にとってより良い結果を出すために、互いに協力するものとする。また、甲乙協議のうえで、本研修の内容、順序等を適宜変更することができる。

2 甲及び乙は、商号、事業所の所在地もしくは住所、連絡先等を変更するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

第4条（休講等の場合の規律）

1 万一、乙の都合でやむを得ず研修を休講する場合には、甲に対して速やかに通知し、代講または補講を開催することができる。

2 甲は、受講者が満席に達した場合、希望の日程、場所での研修を受講できない場合があることを、予め了承する。

第5条（守秘義務）

甲及び乙は、本規約期間中はもとより終了後も、本規約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

第6条（知的財産権の帰属等）

(1) 本研修を通じて乙が提供した研修資料その他一切の成果物に係る知的財産権は乙に帰属するものとし、甲は、これらを乙に無断で複製、第三者に漏えいし、もしくは本研修の目的外に利用してはならない。

(2) 甲は、乙が提供した研修資料やノウハウを利用して、乙と同種もしくは類似の営利活動を行ってはならない。

第7条（遵守事項）

乙は、本研修を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

- ①甲及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- ②研修内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- ③本研修の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- ④他の受講者に対して、ネットワークマーケティングその他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと
- ⑤講座内容につき、録音又は録画をしないこと
- ⑥甲及び講師を誹謗中傷しないこと

第8条（解除・損害賠償）

- 1 甲又は乙が本規約に違反し、相手方の催告によっても是正されないときは、相手方は自己の債務の提供を停止し、また、本規約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。
- 2 甲又は乙は、本規約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第9条（反社会的勢力の排除）

- (1) 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- (2) 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本規約を解除することができる。
- (3) 本条の規定により本規約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第10条（遅延損害金）

甲が本規約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第11条（地位の譲渡禁止）

甲は、本規約に基づく地位及び権利義務を、乙の書面による同意なく第三者に譲渡することはできない。

第12条（有効期間）

- (1) 本規約の有効期間は、申込日から起算して1年間とする。
- (2) 甲が本規約を解除もしくは解約した場合でも、乙は、受領済みの受講料その他の金員の返金を要しない。

第13条 (協議解決)

本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第14条 (合意管轄)

甲及び乙は、本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本規約同意の証として、甲は本規約を印刷し保管することとする。